

食事サービスに関する事項

1. 入院時食事療養費(Ⅰ)

当院は管理栄養士により、患者様の疾病・病状・年齢等に適切な栄養量及び内容の食事療養を行っております。

2. 特別管理給食

当院は厚生労働大臣が定める基準による特別管理給食を提供しており、管理栄養士によって管理された給食が、適時（夕食は午後 6 時以降）・適温で提供されます。

3. 食堂における食事の提供をしています。

4. 負担額について

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| ・ 一般（市民税課税世帯）の方 | 1 食 5 1 0 円 |
| ・ 市民税非課税世帯の方 | 1 食 2 4 0 円 |
| | (91 日以降は 190 円) |
| ・ 70 歳以上で所得が一定基準以下
(低所得者Ⅰ) | 1 食 1 1 0 円 |

※負担額を減額するためには、減額認定証の提示が必要です。